

## 板橋区商店街地域力向上事業費補助金交付要綱

(令和2年4月7日区長決定)

(令和3年6月14日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、区が東京都商店街地域力向上事業費補助金交付要綱(令和3年3月1日付2産  
労商地第1800号)による補助金をその財源の一部として、地域社会の中で商店街等が自ら実施する  
住民生活を支えるための活動や新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の活動に係る事業に対して  
必要な補助金を交付することにより、広く地域社会に貢献する区内商店街の振興を図り、もって中  
小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 商店街
- イ 商店街の連合会
- ウ 商工会、商工会連合会及び商工会議所

(2) 「商店街」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)により設立された商店街振興組合
- イ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)により設立された事業協同組合
- ウ 次に掲げる事項に照らし、板橋区長(以下「区長」という。)が商店街と認めるもの
  - (ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
  - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
  - (ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。
  - (エ) 当該区域で活動を行うための会則等を有していること。

(3) 「商店街の連合会」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 商店街振興組合法により設立された連合会
- イ 中小企業等協同組合法により設立された連合会
- ウ ア、イ以外で、区単位に組織された商店街連合会

(4) 「地域力向上事業」とは、地域社会の中で商店街等自らが住民生活を支えるための事業(以下「住民生活サポート事業」という。)及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行うための事業(以下「感染症対策事業」という。)で、区長が特に認めた事業をいう。

(5) 「住民生活サポート事業」とは、防災・防犯、環境、高齢社会への対応等、商店街等自らが住民生活を支えるための事業をいう。ただし、次に掲げる事業を除く。

- ア 物品の購入、配布のみを目的とする事業
- イ 施設整備を目的とする事業
- ウ 懇親及び娯楽のみを目的とする事業
- エ 販売促進等、営利を目的とする事業

- オ 他の補助金等を一部財源とする事業
- カ 事業に係る全ての業務を委託する事業

(6) 「感染症対策事業」とは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、商店街等自らが感染拡大防止ガイドライン等に基づく取組を実施する事業をいう。ただし、次に掲げる事業を除く。

- ア 施設整備を目的とする事業
- イ 懇親及び娯楽のみを目的とする事業
- ウ 販売促進等、営利を目的とする事業
- エ 他の補助金等を一部財源とする事業
- オ 事業に係る全ての業務を委託する事業

#### (補助金の交付対象)

第3条 補助金は、地域力向上事業に必要な別表の1及び3に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において、商店街等に交付するものとする。ただし、別表の2及び4に掲げる経費は除く。

2 前項に規定する事業は、交付決定の日から翌年の3月31日までの期間に実施完了した事業とする。なお、同一商店街等が行う住民生活サポート事業は、1ヵ年度2事業、感染症対策事業は、1ヵ年度1事業までとする。

#### (補助金の額)

第4条 1事業当たりの1商店街等の補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 「住民生活サポート事業」については、補助対象経費の3分の2以内の額又は補助限度額20万円のいずれか低い額とする。
- (2) 「感染症対策事業」については、補助対象経費の6分の5以内の額又は補助限度額30万円のいずれか低い額とする。

#### (補助金の交付申請)

第5条 商店街等は、補助金の交付を受けようとするときは、別途定める期日までに、様式第1による補助金交付申請書に、必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

#### (補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により商店街等に通知するものとする。

2 区長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 補助金の交付決定の額は、商店街等が行う事業ごとの第4条の規定により算出する額(1千円未満の端数は切り捨て)又はその補助金交付申請額のいずれか低い額を合計した額とする。

#### (申請の取下げ)

第7条 商店街等は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定

の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第8条 商店街等は、地域力向上事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに様式第3による補助事業遅延等報告書を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業の内容変更等)

第9条 商店街等は、地域力向上事業の名称、実施期間等の内容を変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ様式第4による変更等承認申請書に、必要な書類を添えて、区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 区長は、前項の承認をしたときは、様式第4の2により商店街等に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 商店街等は、地域力向上事業の遂行状況について、区長の要求があったときは速やかに書面により報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 商店街等は、原則、地域力向上事業の実施が完了した月の翌々月末又は翌会計年度で別途定める日のいずれか早い日までに、必要な書類等を添えて、様式第5による実績報告書を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る地域力向上事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6により商店街等に通知するものとする。

- 2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、地域力向上事業ごとの第4条の規定により算出する額(1千円未満の端数は切り捨て)又は第6条第3項に規定する額のいずれか低い額を合計した額とする。

(補助金の支払等)

第13条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため区長が必要と認める場合は、概算払をすることができる。

- 2 商店街等は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による補助金請求書を、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、様式第7の2による

補助金概算払請求書を区長に提出しなければならない。

- 3 商店街等は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書受領後、様式第8による補助金清算書を区長に提出し、速やかに補助金を清算しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 商店街等は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第9により報告しなければならない。
- 2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

- 第15条 区長は、商店街等が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 第1項の規定は、第12条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

- 第16条 区長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に商店街等に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

- 第17条 商店街等は、地域力向上事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を地域力向上事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(補助金に付すべき条件)

- 第18条 区長は、商店街等に補助金を交付するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならないこと。
  - (2) 取得財産等については、地域力向上事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならないこと。
  - (3) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を受けなければならないものとする。
  - (4) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区に納付しなければならないこと。

(5) 地域力向上事業の完了後、区長から要求のあったときは、事業内容等について常に公開できるよう書類を整備しなければならないこと。この場合において、公開期限は地域力向上事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。

(取得財産等の管理及び処分)

第19条 商店街等は、前条第3号の規定による承認を受けようとする場合は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、あらかじめ様式第10による取得財産等処分承認申請書を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(検査)

第20条 商店街等は、区長が板橋区職員をして地域力向上事業の運営及び経理等の状況その他必要な事項について報告を求めさせた場合、又は検査させた場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第21条 第15条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第16条の規定により補助金の返還を命じたときは、区長は、商店街等が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を商店街等に納付させなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、商店街等が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第22条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、商店街等の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第23条 第21条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第24条 非常災害等による被害を受け、地域力向上事業の遂行が困難となった場合の措置については、

区長が指示するところによる。

(その他)

第 25 条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和 4 2 年板橋区規則第 3 号)に定めるほか、産業経済部長が別にこれを定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第3条関係）

1 住民サポート事業の補助対象経費

補助対象経費は、事業実施に必要なものと区長が認める経費で下記の区分による。

区 分	摘 要
事業周知に要する経費	
物品購入費	
委託費	事業の主要部分委託は補助対象外
その他諸経費	

2 住民生活サポート事業の補助対象外とする経費

区 分	摘 要
役員や来賓等の特定の者に係る経費	会議費、飲食費等含む
実施主体である商店街関係者及びその同居する親族（同一生計）に対して支出する経費	
景品及び記念品購入費	
出演料	周知物作成に係るものを除く
賃金・謝礼	
施設整備費	改修・修繕に係る経費を含む
区が定める経費単価を超える経費	
汎用性があり、目的外使用になり得る物品及び消耗品の購入に係る経費	
使用実績のないもの	
補助事業に直接必要のない経費	

### 3 感染症対策事業の補助対象経費

補助対象経費は、事業実施に必要なものと区長が認める経費で下記の区分による。

区 分	摘 要
感染拡大防止ガイドラインに沿った取組の周知に要する経費	
感染拡大防止ガイドラインに基づく物品購入費	
感染拡大防止ガイドラインに基づく消耗品購入費	総額10万円を補助対象経費の限度とする。
その他諸経費	

### 4 感染症対策事業の補助対象外とする経費

区 分	摘 要
役員や来賓等の特定の者に係る経費	会議費、飲食費等含む
実施主体である商店街関係者及びその同居する親族（同一生計）に対して支出する経費	
景品及び記念品購入費	
出演料	周知物作成に係るものを除く
賃金・謝礼	
リース・レンタル料	
施設整備費	改修・修繕に係る経費を含む
共催団体に対して支出する経費	
区が定める経費単価を超える経費	
汎用性があり、目的外使用になり得る物品及び消耗品の購入に係る経費	
補助事業に直接必要のない経費	



様式第1（第5条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）  
板 橋 区 長

所 在 地  
商店街等名  
代 表 者

年度板橋区商店街地域力向上事業費補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行うので、板橋区商店街地域力向上事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請する。

記

1．補助事業の内容

（1）事業名

（2）事業の内容 別紙のとおり

2．補助金交付申請額 金 円







別紙2(感染症対策事業の場合)

区市町村商店街振興事業名					
1 事業名					
2 商店街名					
3 実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
4 実施場所					
5 事業の具体的な内容	<p>※収益事業の有無 有 ・ 無</p>				
6 事業実施後の効果					
7 経費(単位:円)					
経費区分	総事業費 (交付申請時)	総事業費(a) (実績報告時)	対象経費(b)	対象外経費	増減の主な理由
周知費用					
物品購入費					
消耗品購入費					
その他諸経費					
計					
売上等収益(f)			*消耗品購入費は10万円まで		
(収益事業の内容)			*増減の主な理由欄は、区分ごとに概ね2割以上の増減で記載 (商店街負担額の内訳)		
内 容	金 額	区 分	金 額 ( e )		
		積立金			
		負担金			
		借入金			
		その他			
計 ( f )		計			
総事業費 ( a )	補助対象経費 ( b - f )	都 補 助 額 ( c )	区市町村補助額 ( d )	商店街負担額 ( e = a - c - d )	

\*間接補助事業毎に、本表複写の上記載すること。

別紙3(審査の状況)

事業名				
商店街名				
審査年月日	年 月 日( )			
審査実施者 職氏名及び印	印			
審査実施者 職氏名及び印	印			
都交付決定日及び 交付決定金額	年 月 日 千円			
審査結果	全般事項	住民生活サポート事業 感染症対策事業 共通	事業実施にあたり、関係法令の違反はないか。	適 ・ 不適
		証拠書類の 保管	住民生活サポート事業 感染症対策事業 共通	補助事業実績報告書は適正に提出されているか。
			所要経費の契約書は有るか、内容は適正であるか。	有(適 ・ 不適) ・ 不要
	収入・支出 の処理状況	住民生活サポート事業 感染症対策事業 共通	請求書は有るか、内容は適正であるか。	有(適 ・ 不適) ・ 不要
			口座振込控は有るか、内容は適正であるか。	有(適 ・ 不適) ・ 不要
			領収書は有るか、内容は適正であるか。	有(適 ・ 不適) ・ 不要
			預金通帳は有るか、記載事項は適正であるか。	有(適 ・ 不適) ・ 不要
			当該事業に係る出納簿は有るか、記載内容は適正であるか。	有(適 ・ 不適) ・ 不要
	補助対象 経費への計上	住民生活サポート事業 感染症対策事業 共通	実施主体である商店街関係者等に対して支出する経費はないか。	適 ・ 不適
			要綱等で定める経費単価を超える経費はないか。	適 ・ 不適
		住民生活サポート事業	使用実績のないものを対象経費に計上していないか。	適 ・ 不適
	事業の成果	住民生活サポート事業 感染症対策事業 共通	成果物の納入状況は良好か。	良好 ・ 不良 ・ 不要
			事業の実施経過が確認できるものが有るか、内容は適正であるか。	有(適 ・ 不適) ・ 不要
その他	住民生活サポート事業 感染症対策事業 共通	備品台帳は有るか、記載内容は適正であるか。	有(適 ・ 不適) ・ 不要	
		会則等は適切に具備されているか。	有(適 ・ 不適) ・ 不要	
事業完了後、事業の成果について帳簿、書類等の確認を行い、 年度内に事業を履行したことを確認した。 年 月 日 課長職名 印				

年度板橋区商店街地域力向上事業費補助金交付決定通知書

所在地  
商店街等名  
代表者

年 月 日付で申請のあった 年度板橋区商店街地域力向上事業費補助金に  
ついては、下記により交付する。

年 月 日

板橋区長

記

第1 交付金額

金 円

第2 補助事業名

第3 補助事業の内容

申請書記載のとおりとする。

第4 通則

補助事業者は、補助事業を行うに当たっては、この文書に定めるもののほか、板橋区商店街地域力向上事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第5 事情変更による決定の取消し等

- 1 区長は、この交付の決定後において、その後の事情により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。
- 2 1の規定によるこの交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することがある。
  - (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費
  - (2) 補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 3 2の規定による補助金の額の2の(1)又は(2)に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、1の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずる。

様式第3（第8条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）  
板 橋 区 長

所 在 地  
商店街等名  
代 表 者

年度板橋区商店街地域力向上事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知のあった標記事業について、下記のとおり事故があったので、板橋区商店街地域力向上事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業遅延等の内容及び原因
- 3 補助事業遅延等に対する措置
- 4 補助事業の進捗状況及び完了の予定



様式第4（第9条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）  
板 橋 区 長

所 在 地  
商店街等名  
代 表 者

年度板橋区商店街地域力向上事業費補助金  
に係る補助事業の内容の変更等承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知のあった標記事業の内容を下記のとおり変更（\*中止）したいので、板橋区商店街地域力向上事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、承認を申請する。

記

1 事業実施者名

2 事業名

3 補助金交付決定額

金 千円

4 変更（\*中止）の内容

5 変更（\*中止）の理由

様式第4の2（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

年度板橋区商店街地域力向上事業費補助金  
に係る補助事業の内容の変更（\*中止）承認について

年 月 日付で申請のあった標記事業の内容の変更（\*一部中止）について、板橋区商店街地域力向上事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認する。

記

1 承認内容

2 付帯条件

様式第5（第11条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）  
板 橋 区 長

所 在 地  
商店街等名  
代 表 者

年度板橋区商店街地域力向上事業費補助金に係る補助事業実績報告書

年 月 日付 第 号により交付決定の通知のあった標記補助事業が完了したので、板橋区商店街地域力向上事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおりその実績を報告する。

記

1 交付決定額 金 千円

2 補助事業の実績 別紙のとおり

年度板橋区商店街地域力向上事業費補助金に係る補助事業確定通知書

所在地  
商店街等名  
代表者

年 月 日付 第 号により交付決定した板橋区商店街地域力向上事業費補助金については、年 月 日付をもって提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、その額を金 円に確定する。

\*（返還額のある場合）

金 円に確定し、既に交付した補助金 円との  
差額 円を 年 月 日までに返還するよう命ずる。

年 月 日

板橋区長

印

様式第7（第13条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）  
板 橋 区 長

所 在 地  
商店街等名  
代 表 者

年度板橋区商店街地域力向上事業費補助金請求書

年 月 日付 第 号をもって確定通知のあった標記補助事業について、板橋区商店街地域力向上事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求する。

記

1 補 助 事 業 名

2 確 定 額 金 千円

3 請 求 額 金 千円

様式第7の2（第13条関係）\*概算払の場合

年 月 日

（ 宛 先 ）  
板 橋 区 長

所在地  
事業者名  
代表者名

年度板橋区商店街地域力向上事業費補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知のあった標記補助事業について板橋区商店街地域力向上事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業名

2 概算払請求理由

3 交付決定額 金 千円

4 概算払請求額 金 千円

5 残 額 金 千円

様式第8（第13条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）  
板 橋 区 長

所在地  
事業者名  
代表者名

年度板橋区商店街地域力向上事業費補助金清算書

年 月 日付 第 号をもって確定通知のあった標記補助事業が完了したので、板橋区商店街地域力向上事業費補助金交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり清算します。

記

1 交付決定額	金	千円
2 確定額	金	千円
3 概算払受領済額	金	千円
4 清算額	金	千円
5 残額	金	千円

様式第9（第14条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）  
板 橋 区 長

所 在 地  
商店街等名  
代 表 者

年度板橋区商店街地域力向上事業費補助金  
に係る消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

板橋区商店街地域力向上事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |
|--|---|
| 1 補助金額（区長が確定通知書により通知した額）                     | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額             | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3 - 2）                            | 円 |



様式第10（第19条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）  
板 橋 区 長

所 在 地  
商店街等名  
代 表 者

年度板橋区商店街地域力向上事業費補助金  
に係る取得財産等処分承認申請書

年度板橋区商店街地域力向上事業費補助金により取得した取得財産等の処分について、  
板橋区商店街地域力向上事業費補助金交付要綱第19条の規定により、下記のとおり申請する。

記

- 1 処分予定の取得財産等に係る補助事業の名称
- 2 処分予定の取得財産等の品目及び取得年月日
- 3 処分予定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）及び時価
- 4 処分予定の取得財産等の設置場所
- 5 処分予定方法
- 6 処分予定理由